

の前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

4| 省略

5| 第三項の規定は、居住者の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

6| 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についての控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の居住者が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項及び第八項において「認定住宅証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

7| 第三項の規定は、その適用を受けようとする年分の確定申告書に同項に規定する控除未済税額控除額の明細書の添付があり、かつ、当該年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書（その適用を受けようとする年分の前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいすれにも該当しない場合には、当該明細書及び認定住宅証明書）の添付がある場合に限り、適用する。

8| 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は第六項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び認定住宅証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

9| 前項の規定は、第三項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

この場合において、前項中「第六項」とあるのは「前項」と、「の明細書及び認定住宅証明書」とあるのは「に規定する控除未済税額控除額の明細書及び控除を受ける金額の計算に関する明細書」と、「第一項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

10| 所得税法第九十二条第二項前段の規定は、第一項及び第三項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項前段中「前項の

前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

3| 同上

4| 第二項の規定は、居住者の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

5| 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についての控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第七条に規定する所管行政庁の同法第九条第一項に規定する計画の認定に係る書類として財務省令で定めるものその他財務省令で定める書類（次項及び第七項において「長期優良住宅等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

6| 第二項の規定は、その適用を受けようとする年分の確定申告書に同項に規定する控除未済税額控除額の明細書の添付があり、かつ、当該年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書（その適用を受けようとする年分の前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいすれにも該当しない場合には、当該明細書及び長期優良住宅等証明書）の添付がある場合に限り、適用する。

7| 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は第五項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び長期優良住宅等証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8| 前項の規定は、第二項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

この場合において、前項中「第五項」とあるのは「前項」と、「の明細書及び長期優良住宅等証明書」とあるのは「に規定する控除未済税額控除額の明細書及び控除を受ける金額の計算に関する明細書」と、「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

9| 所得税法第九十二条第二項前段の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項前段中「前項の

規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第三項（認定住宅）の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」の規定による控除」と読み替えるものとする。

11| その年分の所得税について第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第三項（認定住宅）の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

12| 第一項及び第三項の規定は、居住者が、第一項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三若しくは第三十五条の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

13| 第一項の認定住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該認定住宅及び当該認定住宅の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三又は第三十五条の規定の適用を受けるときは、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

14| 前項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき第一項又は第三項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

15| 省略

16| 第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十四項に規定する提出期限内に提出されたものについて

は、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該

規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定長期優良住宅）の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」の規定による控除」と読み替えるものとする。

10| その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定長期優良住宅）の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

11| 第一項及び第二項の規定は、居住者が、第一項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三若しくは第三十五条の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

12| 第一項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該認定長期優良住宅及び当該認定長期優良住宅の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三又は第三十五条の規定の適用を受けるときは、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

13| 前項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

14| 同上

15| 第十三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限内に提出されたものについて

は、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該

更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 省略

17 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 同上

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の五 個人が、平成二十三年又は平成二十四年の各年分の所得税につき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行う場合において、財務省令で定めるところにより当該確定申告書に記載すべき事項に係る情報(当該個人の電子署名が行われているものに限る。次項において「確定申告情報」という。)と当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信したときは、当該個人のその年分の所得税の額から、平成二十三年分については四千円を控除し、平成二十四年分については三千円を控除する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分のその年の翌年一月四日から三月十五日までの間(確定申告書(確定申告期限のあるものに限る。)を提出すべき場合には、当該確定申告書の提出をすることができる)こととされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間に、同項の規定により送信される確定申告情報と併せて同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額に係る情報が送信される場合に限り、適用する。

3 第一項の規定は、個人がその年の前年以前の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二十一号)

第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 電子署名を行つた個人を確認するために用いられる事項が当該

個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。

5 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）」とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例）

第四十一条の二十の二 同 上

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 生命保険契約等 生命保険契約（保険業法（平成七年法律第二百五号）第一条

第二項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。）その他これに類するものとして政令で定める契約をいう。

四 省 略

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、第一号から第三号までに掲げる債券に係る債券現先取引（所得税法第二百六十二条第六号に規定する政令で定める債券の買戻又

3 同 上

一・二 同 上

三 生命保険契約等 生命保険契約（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。）その他これに類するものとして政令で定める契約をいう。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 同 上

は売戻条件付売買取引（政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。第十項において同じ。）又は次に掲げる有価証券に係る証券貸借取引（現金又は有価証券を担保とする有価証券の貸付け又は借り入れを行う取引で政令で定めるものをいう。第十項において同じ。）につき、特定金融機関等から同条第六号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受けた利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条に規定する振替社債（第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうちその第五条の三第一項に規定する利子等の額若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額が当該振替社債等の発行者（第五条の三第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の特殊関係者（振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のもの

二・三 省略

四 第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約權付社債（資産の流動化に関する法律第一百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第一百三十九条第一項に規定する新優先出資引受權付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの（前三号に掲げるものを除く。）

2511 省略

（支払調書等の提出の特例）

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六项、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第三十七条の十四第十五項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条に規定する振替社債（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうちその第五条の三第一項に規定する利子等の額が当該振替社債等の発行者（同条第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の特殊関係者（振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のもの

二・三 同上

四 第三十七条の十第二項に規定する株式等で金融商品取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの（前三号に掲げるものを除く。）

2511 同上

（支払調書等の提出の特例）

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六项、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず

ず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 省略

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第十五項に規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいづれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第三十七条の十四第十五項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十一項まで、第二十九条の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで及び次条の規定を適用する。

（罰則）

第四十二条の三 第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなし適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなし適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなし適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の八第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限ま

調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 同上

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項に規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいづれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで及び次条の規定を適用する。

（罰則）

第四十二条の三 第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなし適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなし適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなし適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の八第一項（第三十七条の九の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限ま

でに提出しないことにより、所得税法第二百二十条第一項第三号（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（同法第九十五条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省略

3 正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の人第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第二百八十一条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第二百八十一条第一項に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第二百八十一条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第二百八十一条第四項の規定による通知をしなかつた者

二 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託等の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第二十九条の三第四項に規定する特定外國新株予約権の付与に関する調書若しくは同条第五项に規定する特定外國株式の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第三十七条の十四第十五項に規定する報告書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの

の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより、所得税法第二百二十条第一項第三号（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（同法第九十五条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同上

3 正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の人第一項（第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 同上

一 第四十一条の十二第二項の告知書を同項の振替記載等を受ける際に同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該特定振替機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第八項の告知書を同項の償還若しくは利息の支払を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託等の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第二十九条の三第四項に規定する特定外國新株予約権の付与に関する調書若しくは同条第五项に規定する特定外國株式の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書又は第三十七条の十四第十五項に規定する報告書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの

調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第八条の四第四項若しくは第五項に規定する通知書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書をこれらの通知書若しくは報告書の交付の期限までにこれらに規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの通知書若しくは報告書に偽りの記載をして当該居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者又は第八条の四第六項、第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

四 正当な理由がないのに第八条の四第六項ただし書、第三十七条の十一の三第八項ただし書、同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の規定による請求を拒み、又は第八条の四第六項ただし書に規定する通知書第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書に規定する通知書若しくは第三十七条の十一の三第十二項若しくは第三十七条の十四第十七項の規定による請求を拒み、又は偽りの記載をしてこれらの規定に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者

五 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十二項若しくは第三十七条の十四第十七項の規定による請求を拒み、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十二項又は第三十七条の十四第十七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

5 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理

くは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第八条の四第四項若しくは第五項に規定する通知書若しくは第三十七条の三第七項に規定する報告書をこれらの通知書若しくは報告書の交付の期限までにこれらの規定に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの通知書若しくは報告書に偽りの記載をして当該居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者又は第八条の四第六項若しくは第三十七条の十一の三第九項若しくは支払を受ける者に交付した者又は第八条の四第六項若しくは第三十七条の十一の三第九項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

6| 5 六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

6 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項、第三項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの規定の罰金刑を科する。

6| 省略

7| 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第四十二条の十二の四並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第一条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項、第七項及び第九項において同じ。）から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・一を乗じて計算した割合）次項において「試験研究費の額に係る税額控除限度額」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2| 10 省略

11 連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項、第三項又は第四項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの規定の罰金刑を科する。

7| 同上

8| 人格のない社団等について第六項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項、第七項及び第九項において同じ。）から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・一を乗じて計算した割合）次項において「試験研究費の額に係る税額控除限度額」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2| 10 同上

11 連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を

取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これららの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第一項から第三項までの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一〇四 省略

12 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

四〇十一 省略

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）

第四十二条の四の二 青色申告書を提出する法人の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。）がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」と

取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一〇四 同上

12 同上

一・二 同上

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

四〇十一 同上

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）

第四十二条の四の二 青色申告書を提出する法人の平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。）がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」と

あるのは、「百分の三十」とする。

2 前項に規定する法人（同項の規定により読み替えられた前条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものに限る。）が、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）において、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連續して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「繰越税額控除限度超過額（次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」という。）に該当するものを除く。）又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連續して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあ

るのと「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」という。）又は繰越税額控除限度超過額（平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額に該当するものを除く。）」を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

3 前項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始した各事業年度が連結事業年度に該当する場合における前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定の適用については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「繰越税額控除事業年度」という。）を連結事業年度とみなして計算した場合における当該繰越税額控除事業年度の当該法人に係る第六十八条の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十二年

度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額の生じた連結事業年度終了日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の日前日（当該開始の日の前日が平成二十三年三月三十一日後である場合には、同日）までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額（既に前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）は、それぞれ平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が平成二十一年四月一日から当該繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合は、この限りでない。

4 第二項の場合において、同項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始した連結事業年度前に開始した各事業年度（連結事業年度に該当するものを除き、当該期間内に開始した事業年度に限る。）における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）があるときは、当該控除をしても控除しきれない金額は、政令で定めるところにより平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額から控除する。

5 第一項に規定する法人（同項の規定により読み替えられた前条第六項の規定の適用を受けるものに限る。）が、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下「の項において同じ。」）において、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合における第一項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

事業年度において平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連續して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）第一項中「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と同条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額（次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」という。）に該当するものを除く。）又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」と「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連續して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）第一項中「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」という。又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するものを除く。）を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」であるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」。

、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連續して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項中「前二項の規定により読み替えられた前条第三項」とあるのは「第一項及び第五項の規定により読み替えられた前条第七項」と、「第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額）とあるのは「第六十八条の九の二第八項第七号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額（当該平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額）と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」

「十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、第四項中「前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これら」とあるのは「前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「第二項の規定により読み替えられた同条第三項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた同条第七項」と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

7 | 連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があるときにおける前条第十一項の規定の適用については、同項第三号中「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額、第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」と、同項第四号中「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額、第六十八条の九の二第八項第七号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とする。

8 | この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額

から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

二 平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額 第一項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

三 平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

四 平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

9 | 第一項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第六項の規定の適用を受ける場合の同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六項」とあるのは、「若しくは第六項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 | 前項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第六項の規定の適用を受ける場合の同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六項」とあるのは、「若しくは第六項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

10 | 第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越中小企

- 業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第三項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた第六十八条の九第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度については、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の九の二第八項第一号若しくは第二号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第五号若しくは第六号に規定する平成二十一年度分連結繰越法人税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4| 第一項の規定により読み替えられた前条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における同条第十七項の規定の適用については、同項中「、第七項若しくは第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を同法第四十二条の四の四第一項、第二項又は第五項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第四十二条の四第九項」と、「第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とあるのは
- 11| 第三項、第四項、第六項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 12| 第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における同条第十七項の規定の適用については、同項中「、第七項若しくは第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を同法第四十二条の四の四第一項、第二項又は第五項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第四十二条の四第九項」と、「第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とあるのは

「及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四第九項」と、「第七項及び第九項の」とあるのは「及び第七項（これらの規定を同法第四十二条の四の二第一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四第九項の」とする。

合の法人税額の特別控除」とあるのは「及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四の二第一項、第二項又は第五項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四第九項」と、「第七項及び第九項の」とあるのは「及び第七項（これらの規定を同法第四十二条の四の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法第四十二条の四第九項の」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十二項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（の節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（第一号に掲げる減価償却資産にあっては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）の期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（

項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち政令で定めるもの

イ 省略

ロ 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー源（太陽光及び風力を除く。）の利用に資する機械その他の減価償却資産

ハ エネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（イ及びロに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で建築物の室内環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資するもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内的温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除了した金額に相当する金額））をいう。）との合計額とする。

一 同 上

イ 同 上

ロ 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光及び風力を除く。）の利用に資する機械その他の減価償却資産

ハ エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イ及びロに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資するもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内的温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

2 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、指定期間に内にエネルギー環境負荷低減推進設備等での製作若しくは建設の後事業の用